

掛川市教育委員会規則第12号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成24年3月21日

掛川市教育委員会

教育委員長

(別紙)

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表を次のように改める。

課名	係名
教育政策課	教育企画係 施設営繕係
学務課	学務係
学校教育課	指導係 管理係
幼児教育課	幼保推進係
社会教育課	社会教育係 スポーツ振興係 文化財係 美術館係

第3条第3項を次のように改める。

3 次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室、苑及びセンターを置き、それぞれの室に同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	室・苑・センター名	係名
教育政策課	教育委員会事務局調整室	調整庶務係
学務課	学校給食整備室	学校給食係
	給食文化苑こうようの丘	
	大東学校給食センター	
	大須賀学校給食センター	

第5条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 教育委員会事務局調整室調整庶務係

- ア 教育長及び教育次長の業務執行の補佐に関すること。
- イ 事務局内の予算査定、調整及び予算執行の効率化に関すること。
- ウ 事務局内の財務会計に関する伝票処理に関すること。
- エ 事務局内の議会関係文書の作成及び取りまとめに関すること。
- オ 事務局内の庶務及び公印の管守に関すること。
- カ 会議、渉外、後援、儀式、表彰その他教育委員会の運営に関すること。

キ 教育委員会の規則その他規程の制定及び改廃に関すること。

ク 教育委員会に所属する公用車の管理に関すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。